



豊橋産農産物 活用推進補助金

「豊橋産農産物を活用した新商品開発」や「地産地消を推進する新たな販売手法」等の実施にかかる事業費を補助します

■ 申込期間

令和6年5月1日から令和6年6月28日（17時15分）まで

■ 補助率

補助対象事業費の2分の1 上限30万円

※ 詳細は以下URLよりご確認ください

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/54411.htm>

～補助対象事業～

01

新商品開発

02

地産地消を促進する新たな販売手法や、地産地消イベント（マルシェ等）の実施

03

地産地消の仕組みづくり

～申請手続きの方法～

<p>補助対象</p>	<p><input type="checkbox"/>次に掲げる条件をすべて満たす者とします。</p> <p>1. 次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア. 豊橋産農産物を活用した新商品開発を行い、豊橋市内を中心に販売しようとする者</p> <p>イ. 豊橋市内で豊橋産農産物の地産地消を促進する新たなイベント等を実施しようとする者</p> <p>ウ. 豊橋産農産物の地産地消を促進するための新たな仕組みを開発しようとする者</p> <p>2. 豊橋市税を滞納していない者</p> <p>3. 同様の補助金を他より交付を受けていない者</p> <p>4. 過去にこの要綱に基づく補助金の事前申込みや補助金交付申請を行っていない者</p>
<p>事前申込時 提出書類</p>	<p><input type="checkbox"/>事前申込書（様式第1）</p> <p><input type="checkbox"/>事業実施計画書（様式第2）</p> <p><input type="checkbox"/>機械器具等を購入する場合はその仕様書及び見積書</p> <p><input type="checkbox"/>イベント等の実施の場合はイベント計画書</p> <p><input type="checkbox"/>新商品開発を行う場合は、その開発計画及び販売計画</p>
<p>受付場所</p>	<p>農業企画課（市役所 西館3階） 8時30分から17時15分まで（土、日、祝日及び年末年始を除く）</p>
<p>申込書類</p>	<p>表面のURLよりダウンロードしてください</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前申し込みはの受付は、窓口のみとなります。メール、FAX等ではお申込みいただけませんので、ご了承ください。また、必要書類が整っていない場合は受付できません。 ・事前申し込みは先着順のため、申込者（補助の見込み金額）が上限に達した場合は申込期間内でも締め切る場合があります。 ・その他詳細は表面URLより「豊橋産農産物活用推進補助金交付要綱」をご確認ください。

■お問い合わせ先 産業部 農業企画課

所在地/〒440-8501 愛知県豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所 西館3階）

電話番号/0532-51-2471